

## 静岡県告示第724号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和2年10月30日

静岡県知事 川勝平太

### 1 下田鳥獣保護区（昭和45年10月20日静岡県告示第749号）

#### (1) 区域

国道135号線と県道須崎柿崎線の交点大字柿崎小字間戸浜63番の23地先を起点として、国道135号線に沿って東に1.5km進み、大字柿崎小字向山1,124番の3地先に至る線以南の須崎半島全域

#### (2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

### 2 梨本鳥獣保護区（昭和45年10月20日静岡県告示第888号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

河津川の支流沼の川の賀茂郡河津町梨本字滝沢と字萩乗境界線を起点として、同川に沿って西北に進み、国有地と民有地境の谷川に至り、同谷川を更に南西に進み、清多峠に至り、同地点より国有地と大鍋字嶽沢の境界である谷川を下り、大鍋字丸山と大鍋字光増塚に至り、同境界より大鍋字光増と大鍋字丸山、字船峰の境界をなす尾根を北東に進み、大鍋、梨本境界に至り、更に同境界を右折し、梨本字日向立砦と梨本字日影立砦との境界に至り、同地点より同字塚である谷川を下り、字滝沢と字惣ヶ平境に至り、同地点を西進し、字惣ヶ平1,153番地を得て字惣ヶ平、字滝沢境界に沿って北東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

#### (2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

### 3 姫の沢鳥獣保護区（昭和55年10月24日静岡県告示第885号）

#### (1) 区域（区域表示の変更）

主要地方道熱海箱根峠線の熱海市と函南町境界との交点を起点とし、同地点から市町界に沿って北東に進み市道日金熱海峠線交点に至り、同地点から同市道を北東に進み峠の広場入口に至り、同地点から市道日金参道線を東進し市道岩下日金線との交点に至り、同市道を東進し岩戸山南下にてハイキングコースとの交点に至り、同地点からハイキングコースを北東に130m進んだ地点で右折し更に東南に進み市道引地七尾線との交点に至り、同地点から南進し、四叉路の山側電柱（七尾3-2）脇を右折し、同地点から本宮神社裏道を西進し七尾調圧槽に至り、同地点より南進し市道上寺山線終点に至り、同地点から南進し吾妻管路トンネル入口に至り、同地点から吾妻管路トンネルを経て熱海ゴルフクラブ所有地に接する道路に至り、同地点から同通路に沿って南西に進み市道姫の沢公園熱海ゴルフ場線に至り、同地点から同市道を西に進み県道熱海箱根峠線との交点に至り、同地点から県道に沿って更に北西に進み、熱海市エコプラントを経て市道笹尻峠線の交点に至り、同地点から北西に進み、函南町境界に至り、市町界を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 葦山鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

市道葦1007号線の終点を起点として、同地点から同葦1007号線を西へ800m程進み奈古谷梅の木沢・冠石との境界線以南100mに至り、同地点から北に直進し函南町境に至り、同地点から函南町境に東進しNTT電柱（連岳支15左5）に至り、同地点から南進し南箱根グリーンビュー（奈古谷字二之沢2219-60）東側の防火帯に至り、同地点から防火帯を東進し小松ヶ原別荘地南側の旧伊豆富士見パークウェイの中央パーキングに至り、同地点から北北東へ防火帯に沿って進み函南町境に至り、同地点から東へ500m進み県道田原野函南停車場線との交点に至り、同地点から南進し大沢池西側を通り市道葦1115号線（旧伊豆富士見パークウェイ）と県道田原野函南停車場線との交点にある防火帯に至り、同地点から防火帯に沿って東進し伊豆スカイラインとの交点に至り、同地点から伊豆スカイラインに沿って南進し旧大仁町境に至り、同地点から旧大仁町境に西進し標高600.8mの旧北狩野村、旧大仁町、旧葦山村との交点（通称三方儀）に至り、同地点から北八丁と上八丁の字境を南西に直進し林道中線と市道葦1036号線（通称開墾道路）との交点に至り、同地点から北西に市道葦2058号線の終点との交点に至り、同地点から北東に進み市道葦1031号線と市道葦611号線との交点に至り、同地点から市道葦611号線に沿って東進し富士見ニュータウン管理事務所を通り市道葦611号線と市道葦1005号線との交点に至り、同地点から市道葦1005号線に沿って北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

5 天城鳥獣保護区（昭和55年10月24日 静岡県告示第885号）

(1) 区域（区域表示の変更）

伊豆市と賀茂郡東伊豆町（万二郎岳から東へ200m）大字大川、奈良本の境界線との交点を起点とし、同地点から国有林界に沿って南西に進み338と337林班界に至る。同地点から林班界（地藏堂歩道）に沿って西に進み338、327、328及び321林班界に至り、同地点から林班界を南に進み327、321、320林班界に至る。さらに南南西に進み、320のいとり、319のいとり、318のいとり、いとほ林小班界をへて67コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から北西に進み310のいとり、308のいとり、307のいとり、306のいとり、305のろとは、304のろとは、301のいとり、300のいとり及び299のいとり林小班界を経て298林班界に至り、さらに298、299林班界をへて白田林道と上佐ヶ野林道との交点に至る。同地点から上佐ヶ野林道に沿って南南西に進み276林班内の佐賀野入歩道に至る。同地点から佐賀野入歩道に沿って、西北西に進み239、240林班界に至り、さらに歩道を西に進み238、237、241林班界に至る。同地点から237と241、242、234と243、244、233と244、245林班界をへて国道414号に至る。同地点から国道414号に沿って南南西に進み251林班の国有林界に至る。同地点から国有林界に沿って西に進み河津本谷林道との交点に至る。同地点から国有林界を南に進み276コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から西に進み280コンクリート杭（境界杭）に至り、同地点から国有林界に沿って北西に進み285コンクリート杭（境界杭）をへて292コンクリート杭（境界杭）に至る。同地点から国有林界に沿って南西に進み299コンクリート杭

(境界杭)に至る。同地点から国有林界を進み204と205林班界交点から荻ノ入川を北北西に進み189と190、197林班の交点に至り194と197、195林班界をへて滑沢峠に至る。同地点から194のいとし、192のいとし林小班界をへて192、191林班界に至る。同地点から192と191、42と43林班界を北西に進み滝見林道との交点に至る。同地点から滝見林道に沿って北西に進み、主要地方道伊東西伊豆線に至る。主要地方道伊東西伊豆線に沿って北西に進み山伏峠(西伊豆町)に至る。同地点から国有林界に沿って北東に進み775コンクリート杭及び782コンクリート杭(境界杭)をへて三角点(993.3m)に至る。同地点から国有林界に沿って西北西に進み仁科峠に至り、同地点から国有林界に沿って北北西に進み主要地方道伊東西伊豆線との交点に至る。同地点から主要地方道伊東西伊豆線に沿って北北東に進み猫越林道分線との交点に至る。同地点から猫越林道分線に沿って進み猫越林道支線との交点に至る。同地点から猫越林道支線を北東に進み桐山林道をへて桐山峠に至る。同地点から72、96、76、93林班界との尾根に沿って北東に進み国有林界(三角点)に至る。同地点から国有林界に沿って進み234コンクリート杭(境界杭)をへて本谷川に至る。同地点から国有林界に沿って南西に進み浄蓮滝境に至る。同地点から93林班界に沿って北西に進み93、94林班界に至る。同地点から94林班界を南に進み本谷川に至る。同地点から本谷川に沿って南西に進み桐山林道との交点に至り、同地点から桐山林道に沿って東に進み、国道414号との交点に至る。同地点から国道414号に沿って南南東に進み国道414号(旧道)をへて本谷林道との交点に至る。同地点から林班界の沢に沿って北東に進み133及び134林班界を経て本谷歩道に至る。同地点から本谷歩道に沿って北北西に進み下り八丁池歩道との交点をへて210、211及び251-1林班界に至る。同地点から林班界を北東に進み251-1、210、211、251-2及び213林班界をへて上井屋歩道との交点に至る。同地点から林班界を東に進み251-2、238及び239林班界をへて戸塚歩道との交点に至り、さらに251-3、240林班界をへて小岳歩道と遠笠山歩道との交点に至る。同地点から小岳歩道に沿って北北東に進み、248、254及び255林班界に至り、さらに254、255林班界に沿って北北東に進みカラ沢と本沢との交点に至る。同地点からカラ沢(林班界)に沿って南南東に進み地藏堂林道との交点をへて天城林道に至る。同地点から天城林道に沿って北東に進み、菅引林道と川の入歩道との交点に至る。同地点から遠笠歩道を南に進み288、289林班界に至る。同地点から288、289林班界に沿って東に進み294林班界菅引川の沢に至る。同地点から菅引川の沢に沿って北北東に進み菅引川とドミキ沢との交点に至る。同地点からドミキ沢に東南東に進み298、300林班界をへて国有林界(石標552)に至る。同地点から国有林界に沿って南東に進みコンクリート杭(563)をへて天城、河津との国有林界に至る。同地点から国有林界を南東に進み万次郎岳(1,309.0m)をへて起点に至る線で囲まれた区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

6 鹿ヶ谷鳥獣保護区(昭和55年10月24日 静岡県告示第885号)

(1) 区域(区域表示の変更)

熱海市と伊東市との境界線上にある東電鉄塔を起点として、同地点から同境界線に沿って西北西に進み伊東市・伊豆市との3市境に至り、同地点から伊豆市境をさらに進み伊豆スカイラインに至り、同地点から伊豆市との行政界を北進し旧上多賀大仁峠に至り、同地点から宮川支線の沢を南東に進み県道熱海大仁線との交点に至り、同地点から県道に沿って東進し林道南二ノ倉線起点に至り、同地点から林道

を経て終点に至り、同地点から南東に進み農道小峠1号線に至り、同地点から同農道及び農道上土城線を東進し農道棚洞線との交点に至り、同地点から南西に進み東電送電線の線下に至り、同地点から送電線に沿って東進し東電鉄塔（No. 64）に至り、同地点から高压線（宇佐美線）に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

7 伊東市大池小学校鳥獣保護区（昭和41年3月29日 静岡県告示第161号）

(1) 区域（区域表示の変更）

伊東市吉田字カラス洞823番地の3地先と市道荻・一碧湖・梅の木平線との交点を起点とし市道荻・一碧湖・梅の木平線に沿って南西に進み市道十足道線と824番地の4、825番地の1との三交点に至る。同交点より南に折れ821番地の2、一碧湖との交点に至り、それより一碧湖沿いを南東に進み821番地の1と821番地の9との交点を北に折れ821番地の1地内を北東に進み市道との交点に至る。同交点より起点に至るまでの線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

8 有度山鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

静岡市駿河区根古屋838番地を起点として、同地点からガレ沿いに西進し、同安居110番1番地、同古宿286番1番地、同青沢293番1番地、同中平松323番地、同西平松517番1番地を経て、同大谷三丁目9番12号に至り、同地点から市道大谷土地区画29号線を西進し、同16号線を経て、主要地方道山脇大谷線との交点に至り、同地点から同道に沿って北進し、市道大谷街道線との交点に至り、同地点から同道に沿って北進し、市道曲金国吉田線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道草薙駅通1号線、同4号線、同2号線、同3号線を経て、一般県道静岡草薙清水線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道吉川旧東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道上原旧東海道線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道上原一丁目1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道馬走1号線を経て、市道有東坂有東山腹線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道有東坂二丁目1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道村松堀込2号線を経て、市道船越町4号線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、市道北矢部5号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道北矢部1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、市道北矢部4号線を経て、市道村松堀込2号線の交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、一般県道駒越富士見線に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道竜華寺下1号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、市道旧道日本平線との交点に至り、同地点から同線に沿って東進し、一般県道駒越富士見線との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、国道150号線（現道）との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、久能山鳥獣保護区境に至り、同地点から同保護区区境に沿って北進又は南進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

9 榎島鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域

静岡市葵区田代字鳥森山1301の1番地赤石渡を基点として、大井川本流沿いに北に進み、滝見橋に至りそれより林道東俣線と鳥森山の境界に沿って南に進んで赤石沢橋に至り、赤石沢の左岸を經由し更に南進し赤石ダム堰堤左岸を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

10 大浜海岸鳥獣保護区（平成12年10月31日 静岡県告示第1211号）

(1) 区域（区域表示の変更）

東名高速道路と市道南安倍町中島安倍川左岸堤線との交点を起点とし、東名高速道路に沿って東進し、県道山脇大谷線（通称大谷街道）との交点に至り、同地点から同県道を南進して海岸に至り、同地点から海岸に沿って南西に進み、市道南安倍町中島安倍川左岸堤線を南に延長した地点に至り、同地点から同市道に向かって北西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

11 東萩間鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道473号線と県道菊川榛原線との交点の牧之原市牧之原大曲を起点として、同地点から県道菊川榛原線に沿って南東に進み市道東萩間58号線との交点に至り、同地点から同線に沿って南西に進み萩間川東萩間久保田橋を経て、国道473号線と市道東萩間59号線との交点に至る。同地点から、市道東萩間59号線に沿って西進し、市道西萩間1号線を南下して、市道西萩間本線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、県道浜岡菊川線との交点に至り、同地点から同線に沿って北に進み市道東萩間33号線との交点に至る。同地点から同線に沿って北東に進み、市道八十原仁王辻線との交点に至り、同地点から同線に沿って北東に進み国道473号線との交点に至り、同地点から同線に沿って東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

12 菅ヶ谷鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

牧之原市菅ヶ谷主要地方道相良大須賀線と市道菅ヶ谷64号線との交点を起点として、主要地方道相良大須賀線に沿って北西に進み、主要地方道相良大須賀線上の菊川市との市境に至り、同地点より菊川市境に沿って北進し、市道菅ヶ谷1号線上の菊川市境に至る。同地点から同線に沿って南東に進み、市道女神時ヶ谷線との交点に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道菅ヶ谷本線との交点に至り、同地点から同線に沿って西進し、菅ヶ谷川新大向橋を経て南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

13 大津小学校鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

島田市大草地内の県道伊久美元島田線と林道会下沢線との交点を起点として、同地点から林道会下沢線に沿って北東に進み農道会下沢線との交点に至り、同地点から同農道に沿って北進し林道大草線との交点に至り、同林道を南進し標高350mの地点に至り、同地点から尾根に沿って西進し林道坤谷線を経て県道伊久美元島田線との交点に至り、同地点から同県道を北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

14 蓮華寺池鳥獣保護区（平成2年10月23日 静岡県告示第913号）

(1) 区域（区域表示の変更）

市道藤枝堀之内線と市道藤枝水守線との交点を起点として、同地点から市道藤枝堀之内線を西進し瀬戸川の金吹橋を渡り県道藤枝黒俣線との交点に至り、同地点から市道藤枝堀之内線を北進し県道藤枝黒俣線との交点に至り、同地点から県道藤枝黒俣線を北進し、市道葉梨稲葉線との交点に至り、同地点から市道葉梨稲葉線を東進し葉梨川を渡り県道伊久美藤枝線に至り、同地点から県道伊久美藤枝線を南進し市道藤枝葉梨線の交点に至り、同地点から市道藤枝葉梨線を南進し市道藤枝水守線との交点に至り、同地点から市道藤枝水守線を西進し起点に至る線で囲まれた一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

15 細江湖周辺鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市北区細江町伊目、県道細江舞阪線と県道引佐館山寺線との交点を起点として、県道細江舞阪線を南進し旧浜松市と旧細江町との境界線まで至り、同境界線を細江湖岸まで西進し、同地点を左折して湖岸を進み東名浜名湖橋以東の細江湖一円（都田川河口以西までの内水面）をたどり、唐崎半島を迂回し、県道引佐館山寺線の最北端より同線をたどり起点に至る区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

16 奥山鳥獣保護区（昭和30年10月25日 静岡県告示第919号）

(1) 区域

市道西山線と林道方広寺線との交点を起点として、同地点から林道方広寺線を東進し、方広寺の参道との交点に至り、同地点から同参道を南進し、市道門前線との交点に至り、同地点から同線を南進し主要地方道浜北・三ヶ日線との交点に至り、同地点から同線を西進し市道西山1号線との交点に至り、同地点から同線を北進し市道西山線との交点に至り、同地点から同線を西進し林道方広寺線との交点に至る一円の区域

(2) 更新する存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで